平成 19 年 5 月 14 日

各　　位

会社名　　広島ガス株式会社
代表者名　代表取締役社長　深山　英樹
（コード番号 9535 東証第二部）
問合せ先　取締役総務部長　中丸　直明
TEL　082-252-3000 （広報環境室）

企業価値向上の取り組み及び買収防衛策（停止条件付ライツ・プラン）の再導入について

当社は、一昨年、企業価値向上に向け、新 3 カ年計画「創生２００５」（平成 17 年度～平成 19 年度）を策定いたしました。そして、今般、計画年度の最終年の仕上げとして改訂を行い、具体的な取り組みを継続しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

取り組みの着実な実行による企業価値の向上に加えて、当社は、一昨年、株主全体の利益の確保を目的として、当社の株券等の濫用的な買収行為に対する防衛策である「停止条件付ライツ・プラン」（以下、「本ライツ・プラン」という。）を導入し、昨年にはこれを再導入いたしましたが、今般、本ライツ・プランの有効期間が本年 6 月 30 日をもって満了することに伴い、平成 19 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）における株主の皆様のご承認を条件に、本ライツ・プランを改訂の上、再導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．新 3 カ年計画「創生２００５」達成に向けての具体的取り組みについて

数度にわたるガス事業法の改正により、規制緩和による新規参入への道が開かれ、電気事業法等の改正もあって、エネルギー間での熾烈な競争が続いております。2005 年 2 月に京都議定書の発効以降、環境保護への認識は一層高まり、クリーンエネルギーとして、また石油代替燃料として、天然ガスへの関心は更に高まっております。こうしたなか、当社は、地域と共に発展してきた公益事業者としての原点に立ち返り、広島ガスグループの企業価値を継続的に向上させるための基盤づくり、新たなグループ経営体制の構築への取

り組み方針を掲げた新 3 カ年計画「創生２００５」の改訂を行いました。原油価格の高騰継続という環境のなかでも、利益を確保できる経営基盤を確立し、その結果生み出された経営成果を株主の皆様への利益還元を行っていく所存です。

当該計画の最終年である 2007 年度における具体的な取り組みおよび株主の皆様への利益還元方針を定めましたので下記のとおりお知らせいたします。

1. 2007 年度の具体的な取り組み

⑴ エネルギー市場でのシェアを維持・向上する

① 経営基盤を支える家庭用需要の防衛・増大策を展開するため、広島ガスグループ全社員がお客さまとの接点機会を通じて、信頼関係の強化に向け地道な活動をいたします。

② 業務用・産業用分野では、天然ガスの環境優位性、省エネ・省コスト性を十分に活かした付加価値を提案し、天然ガスの普及促進に努めてまいります。

③ 国のエネルギー政策の柱の一つである天然ガス普及拡大のため、また、お客さまへの安定供給確保のため、インフラ整備（製造設備の増強・導管敷設）を計画的に進めてまいります。

⑵ 更なる経営効率化を推進し、収益性を高める

① 今後もお客さまに都市ガス等を選択していただくために、競合エネルギーに対抗できる経営体力を構築し、グループを挙げての経営効率化により、コスト削減を達成いたします。

② 経営効率化の成果を株主価値の増大、お客さまへの還元、従業員への配分に振り向けてまいります。

⑶ お客さま・地域社会の皆様の信頼にお応えする

① 常に視点をお客さまの側に置き、お客さまの声を聞き、迅速にサービスへ反映してまいります。

② 保安の確保、安定供給のための設備の効果的な形成と効率的な運用を図り、公益事業者としてお客さまに「安定・安全・安心」を実感いただけるサービスを提供してまいります。

③ 燃料電池等、天然ガスの利用技術の蓄積を行い、地域での天然ガス普及に貢献いたします。

2.　株主の皆様への利益還元方針

従来、当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な政策と位置付け、安定配当の継続を基本方針としてまいりました。今後も改訂「創生２００５」の実行による市場シェアの拡大や経営効率化の成果を、将来を見据えた設備投資や研究開発、財務状態や利益水準等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様に還元していく所存です。

Ⅱ．停止条件付ライツ・プランについて

1.　導入の目的

当社は、株主に関する基本的在り方として、株主は市場での自由な取引によって決まるべきものであり、当社株式に対する公開買付についても、公開買付の実施、また同公開買付に応じるか否かの決定は、原則として株主の皆様の自由な判断によるべきものと考えております。

他方で、当社の事業は、都市ガスの安定的かつ安全に都市ガスの供給を実現するため、極めて公共性の高い社会的責任を有しており、お客さまによる当社製品およびサービスの利用を獲得維持するためには、当社に対する信頼が不可欠となります。当社は、地域の皆様からの信頼を得るために、長期的なガス需要を見越し、安定的かつ安全なガス供給を可能とする製造設備を備えるとともに、技術革新、機器開発、従業員の教育・訓練等に多大の投資を行っております。

また、当社事業の公共性等を考慮しますと、長期的視点での事業計画が必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されないと考えます。特に都市ガスの安定的かつ安全な供給を目的とする当社の事業を継続するためには、人的・物的資源の維持、発展が不可欠であり、原料供給者、お客さま、従業員等のステークホルダーに対する配慮がない限り、当社の企業価値は損なわれることになります。

そこで、当社は、当社の経営に対して重大な影響を与えることとなる、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買収行為が行われようとする場合に、株主の皆様に対する十分な情報提供がなされる機会を確保しつつ、株主の皆様の利益および当社グループ事業の公共性を踏まえ、買収行為の目的、内容を事前に検証し、当該買収行為が当社の株主全体の利益に反し、または当社の事業目的である都市ガス等の安定的かつ安全な供給を妨げるものである場合にはこれを未然に防ぎ、併せて買収者と取締役会とが交渉を行う機会を設け当社の企業価値をより向上させる事業計画を提案させることを目的として、本ライツ・プランの再導入を決議いたしました。

なお、現在、当社が具体的に上述のような買収の提案を受けている事実はございません。また、平成 19 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は（別紙 4）「大株主の状況」のとおりです。

2.　本ライツ・プランの内容

（1）本ライツ・プランの概要

本ライツ・プランは、単独または複数で株券等の保有割合を 20%以上とすることを目的とした当社株券等の買収行為もしくは結果として単独または複数で株券等の保有割合が 20%以上となるような当社株券等の買収行為を行い、またはこれらの提案（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする買収者に対して適用されます。

本ライツ・プランは、当社のガス事業の安全性および安定性を確保し、当社の企業価値および株主共同の利益を確保、向上させることを目的として、買収行為に先立ち、買収者および当社取締役会に対して、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、当社の社外取締役および中立公正な委員によって構成される独立委員会がこれらの買収行為に関する情報を評価、検討し、あるいは買収者と当社取締役会との協議、代替案等の検討をするために必要な期間の確保を要請します。

買収者は、（別紙 2）「停止条件付ライツ・プランの運用に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）および独立委員会の要請に従い、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、かつ独立委員会による合理的な協議検討のための期間が確保された場合には、当該期間経過後に買収行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会は、買収者が本ガイドラインまたは独立委員会の要請に違反し、もしくは買収者による買収行為が当社のガス事業の安全性または安定性を害し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合には、当該買収行為への対抗措置を講ずることができるものとします。

本ライツ・プランでは、当該買収行為への対抗措置として、当該買収者等による権利行使を認めない旨の行使条件を付した新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により、全株主に割り当てます（以下、「本ライツ・プランの発動」といいます。）。

本ライツ・プランの発動または不発動の判断については、買収者が必要情報を提供せずに買収行為を開始する場合を除き、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会の判断を経なければならないものとします。

なお、本ライツ・プランの詳細につきましては、本ガイドラインをご確認ください。

（2）本新株予約権の概要

新株予約権無償割当ての方法により割当てをする予定の本新株予約権の主な条件等は、以下のとおりです（本新株予約権の概要の詳細につきましては、（別紙 1）「発行予定の新株予約権の概要」（以下、「新株予約権概要」といいます。）をご確認下さい。）。

① 割当対象株主

新株予約権無償割当てを決定する取締役会の決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」とい

う。）において当社取締役会が割当期日として定める日（以下、「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 2 株を上限とします。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権 1 個当たり 2 円を上限とします。

④ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとします。

⑤ 行使期間

新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が定める日を初日とし、1 ヵ月を越えない範囲で当社取締役会が定める期間とします。

⑥ 行使条件

（a）特別大量保有者、（b）その共同保有者、（c）特定大量買付者、（d）その特別関係者、もしくは（e）上記（a）ないし（d）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け、もしくは承継した者、または（f）上記（a）から（e）の関連者は、原則として本新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については新株予約権発行概要をご参照下さい。

⑦ 取得条件等

当社は、新株予約権無償割当て決議において定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときに、新株予約権（但し、上記⑥の規定に従い新株予約権を行使できない者及び取得日までに当社所定の書式による書面（新株予約権者が上記⑥に記載する者でないことについての表明保証条項、補償条項及び違約金条項等を含む書式によるものとします。）を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除きます。）が有する新株予約権を除きます。）を取得することができます。この場合、当社は、新株予約権の取得と引き換えに、新株予約権 1 個につき、当社普通株式 2 株を上限として交付します。

上記の他、当社は、新株予約権無償割当て決議において、新株予約権の取得に関する条件及び手続き等を定めることとします。

また、下記（3）①から④のような事情がある場合には、当社は、本新株予約権の割当期日

以降、行使期間開始日までの間において、無償取得の方法による新株予約権の消却を含む新たな措置を行うことを決定することができるものとします。

（3）本ライツ・プランの発動の中止等

当社取締役会は、本ライツ・プランの発動を決議した場合であっても、以下の場合においては、独立委員会の意見または勧告を尊重した上で、本新株予約権の割当期日までの間は新株予約権の発行の中止を、本新株予約権の割当期日以降、行使期間開始日までの間は無償取得の方法による新株予約権の消却を含む新たな措置を行うことを決定することができるものとします。

①買収者から合理的かつ妥当な買収提案がなされたと自ら判断し、または独立委員会からかかる勧告がなされた場合

②当社取締役会が買収者との間で本ライツ・プランを発動しない旨の合意または本ライツ・プランの発動による対抗措置を中止する旨の合意に至った場合

③買収者が買付行為の撤回をした場合、その他買付行為が存在しなくなった場合

④本ライツ・プランの発動決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買収者による買付行為が当該発動の条件を満たさないことになった場合若しくは当該発動の条件を満たしていても、新株予約権を発行又は行使させることが相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

（4）本ライツ・プランの有効期間、廃止および変更

本ライツ・プランの有効期間は、平成 22 年 3 月期の事業年度に関する定時株主総会の終結までの３年間とします。但し、本ライツ・プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本ライツ・プランを廃止する旨の決議を行なった場合には、その時点で本ライツ・プランは廃止されるものとします。

本ライツ･プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本ライツ･プランの趣旨に反しない限り、独立委員会の承認を得た上で、本ライツ･プランを変更することができますが、会社法、証券取引法その他の法令若しくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更等により合理的に必要と認められる範囲を超えて、本ライツ･プランを変更することはできないこととします。

また、独立委員会は随時本ライツ･プランの合理性について検討することとし、独立委員会が本ライツ･プランの変更が必要と判断した際には､直ちに当社取締役会にその旨を勧告することとします（詳細につきましては、本ガイドライン第 1 第 6 項をご確認ください。）。この場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従って本ライツ･プランの変更を行うことができますが、会社法、証券取引法その他の法令若しくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更等により合理的に必要と認められる範囲を超えて、本ライツ･プランを変更することはできないこととします。

なお、当社取締役会は、本ライツ・プラン又は本ガイドラインの規定において曖昧若しくは

誤解を生じる可能性のある規定や齟齬若しくは瑕疵のある規定を是正するために、適宜独立委員会の承諾又は勧告なくして本ライツ・プラン又は本ガイドラインの変更をできることとします。

3.　導入に伴う定款変更

本ライツ･プランの再導入に際しましては、株主の皆様の意思を直接的に反映させるために、当社定款第 19 条を追加し、「会社法施行規則第 127 条第 2 号ロに定める取り組みとして、当会社の株主の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収が開始される前に導入する、株式または新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策の決定は、株主総会の決議による。」との規定を新設いたします。

4.　本ライツ・プランの合理性

（1）株主の総体的意思を反映するものであること

この度の本ライツ・プランの再導入は、株主の皆様の意思を反映させるべく、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の本定時株主総会における株主の皆様からのご承認を条件に発効することといたします。また、本ライツ・プランの有効期間は、平成 22 年 3 月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までの 3 年間といたしますが、たとえ本ライツ・プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役の任期は 1 年となっていますので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映させることができます。また、本ライツ・プランは、その有効期間の満了前であっても、株主総会において本ライツ・プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本ライツ・プランはその時点で廃止されることになりますので、本ライツ・プランの継続または廃止の判断が株主の皆様に委ねられているという意味において、株主の皆様の意思が反映される仕組みになっております。

（2）取締役会の恣意的判断の排除

当社は、本ライツ・プランの再導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値および株主の皆様の共同利益を向上、確保するために、昨年に引き続き、独立委員会を設置しております。

独立委員会の構成員（以下、「独立委員」といいます。）は、厳格な基準の下で選任され（本ガイドライン第 2 の 8 をご参照下さい。）、また独立委員を解任するには当社取締役会において出席取締役の 3 分の 2 以上の賛成によらなければなりませんので（本ガイドライン第 2 をご参照下さい。）、当社取締役会の恣意的な判断を遮断する高度な独立性、公平性が確保されております。また、独立委員会は、買収者が出現した場合、当社の費用負担において、必要に応じていつでも投資銀行、証券会社、公認会計士、弁護士等の外部専門家の助言を受けることができ

ますので、独立委員会の実質的な判断の独立性、公平性および客観性も担保されております。
そして、当社取締役会は、本ライツ・プランの発動の決定に先立ち、独立委員会の勧告を経る必要があり、また独立委員会が本ライツ・プランの不発動の勧告をした場合であっても、当社取締役会はかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることになります。
なお、独立委員の略歴につきましては、（別紙 3）「独立委員略歴」をご確認ください。

（3）合理的な客観的要件の設定
当社取締役会は、本ガイドライン第 1 第 3 項（2）記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ、本ライツ・プランを発動させることができませんので、当社取締役会の恣意的な判断に基づく本ライツ・プランの発動を防止するための措置が講じられているものといえます。

（4）デットハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと
本ライツ・プランは、当社を買収した者がこれを廃止することを不当又は過度に制約するものではありません。
すなわち、本ライツ・プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができますので、買収者は、自己が指名し、株主総会で選任された取締役によって構成される取締役会の決議により、本ライツ・プランを廃止することができます。この意味において、本ライツ・プランは、取締役会の構成員の過半数を交代させた場合でも買収防衛策の発動を阻止できないデットハンド型買収防衛策には当たりません。また、当社では、取締役の任期は 1 年とされ、いわゆる期差選任制や取締役の解任決議要件の加重も実施されておりませんので、本ライツ・プランは、取締役の交替を一度に行うことができず、買収防衛策の発動を阻止することが困難なスロー・ハンド型買収防衛策にも該当しないといえます。

5.　本ライツ・プランの導入、発動による株主・投資者の皆様への影響等

（1）導入時に株主・投資者の皆様に与える影響
本ライツ･プランの導入時においては、株主総会決議に基づいて、新株予約権無償割当ての決定権限が取締役会に対して委任されるにすぎず、新株予約権の無償割当て自体が行われるわけではありませんので、導入時に株主・投資者の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

（2）発動時に株主・投資者の皆様に与える影響
本ライツ･プランでは、新株予約権無償割当ての方法により、割当期日における株主に対し、

その保有株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権が割り当てられます。そして、当社が本新株予約権の取得の手続を取ることにより、買収者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社の株式を受領するため、不利益は発生しません。ただし、割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）、および当社が本新株予約権を取得する日までに、一定の買収者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出しない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限ります。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、本新株予約権と引換えに当社株式を受領することに比して、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、当社が、本ライツ・プランの発動の中止または割り当てた本新株予約権の無償取得を行う場合には、1 株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に当社株券等の売買を行った株主または投資者の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

（3）発動に伴って必要となる株主の手続

本ライツ・プランが発動され、新株予約権無償割当ての方法により本新株予約権の割当てが行われる場合、株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく本新株予約権の割当てを受けることができますので、本新株予約権の申込み手続は必要となりません。また、当社が本新株予約権の取得条項に基づき取得の手続をとることにより、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株券を受領することになるため、払込み等の手続は必要となりません（もっとも、当社が本新株予約権の取得の手続きをとらなかった場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。）。

ただし、この場合、株主の皆様には、別途、ご自身が所定の買収者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面を提出いただくことがあります。

また、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。

これらの手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令および東京証券取引所の上場規則に基づき別途お知らせいたします。

以　上

（別紙１）

発行予定の新株予約権の概要

当社は事前警告型防衛策として「停止条件付ライツ・プラン」（以下、「本ライツ・プラン」という。）を再導入しました。本ライツ・プランは、以下の要領による新株予約権の発行を目的としています。

1. 新株予約権の名称
   第 1 回新株予約権

2. 株主に割り当てる新株予約権の総数
   新株予約権無償割当てを決定する当社取締役会の決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が割当期日として定める日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

3. 割当方法
   割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1 株につき 1 個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

4. 新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日
   新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
   （1）新株予約権の目的となる株式の種類
   当社普通株式とする。
   （2）新株予約権の目的となる株式の数
   ① 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、2 株を上限とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。
   調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率
   ② 調整後対象株式数は、株式分割又は株式併合の効力を生ずる日の翌日

以降、これを適用する。

③　上記①に定めるほか、合併、会社分割等を行う場合その他これらに準ずる場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、合併、会社分割等の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使に際して出資をなすべき当社普通株式の 1 株当たりの額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。行使価額は 1 円とする。

7.　新株予約権の行使に際して出資される金銭払込取扱場所

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

8. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が定める日を初日とし、1ヵ月を越えない範囲で当社取締役会が定める期間とする。

9. 新株予約権の行使条件

（1）(i)特別大量保有者、(ii)その共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)その特別関係者、若しくは(v)上記(i)ないし(iv)記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく取得し若しくは譲受け若しくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

①「特別大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）が 20%（又は、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合）以上である者若しくは 20%（又は、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合）以上であると当社取締役会が認めた者をいう。

②「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される者及び同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。

③「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項

に定義される。以下同じ。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 3 項に定める場合を含む。）に係る株券等の所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して 20%（又は、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合）以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

④「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く。

⑤「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される。）をいう。

(2) 上記（1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特別大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第 8 条第 5 項に定義される。）

② 当社を支配する意図がなく上記（1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記（1)(i)に記載する要件に該当することになった後 10 日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記（1)(i)に記載する要件に該当しなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記（1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

(3) 適用のある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するに際し、当該法令の規定する手続の履行その他条件の成就等（以下、「準拠法遵守要件」という。）が必要とされる場合には、当該管轄地域にあ

る者は、準拠法遵守要件を全て充足した場合に限り、新株予約権を行使することができる。この場合、当社は、準拠法遵守要件を充足するために必要な手続き等を行う義務を負わないものとする。独立委員会が当該管轄地域にある者に対して、準拠法遵守要件を全て充足していることを示す書類（以下、「準拠法遵守確認書類」という。）の提出を求めた場合において、提出を要求後 10 日間以内に準拠法遵守確認書類の提出をしない者は、新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 新株予約権を有する者が本項の規定により新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

10. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社は、新株予約権無償割当て決議において定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときに、新株予約権（但し、上記 9（1）の規定に従い新株予約権を行使できない者及び取得日までに当社所定の書式による書面（新株予約権者が上記 9（1）(i)ないし(vi)に記載する者でないことについての表明保証条項、補償条項及び違約金条項等を含む書式によるものとする。）を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）が有する新株予約権を除く。）を取得することができる。この場合、当社は、新株予約権の取得と引き換えに、新株予約権 1 個につき、当社普通株式 2 株を上限として交付する。

(2) 上記（1）の他、当社は、新株予約権無償割当て決議において、新株予約権の取得に関する条件及び手続き等を定める。

(3) 当社は、以下の場合においては、本新株予約権の割当日以降、行使期間開始日までの間に、独立委員会の意見または勧告を尊重した上で、無償取得の方法による新株予約権の消却を含む新たな措置を行うことができる。

①買収者から合理的かつ妥当な買収提案がなされたと自ら判断し、または独立委員会からかかる勧告がなされた場合

②当社取締役会が買収者との間で本ライツ・プランを発動しない旨の合意又は本ライツ・プランの発動による対抗措置を中止する旨の合意に至った場合

③買収者が買付行為の撤回をした場合、その他買付行為が存在しなくなった場合または変更を行うなど、本ライツ・プランの発動が適切でないと判断した場合

④本ライツ・プランの発動決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買収者による買付行為が当該発動の条件を満たさないことになった場合若しくは当該発動の条件を満たしていても、新株予約権を発行又は行使

させることが相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

11．組織再編の場合の新株予約権の承継

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、当該時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社は、当社が新株予約権無償割当て決議において定める決定方針に基づき新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができるものとする。

12．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、新株予約権の行使に際して払い込まれた行使価額の全額を資本金として計上するものとし、資本準備金は増加しないものとする。

13．新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書（新株予約権者が上記9（1）(i)ないし(vi)に記載する者でないことについての表明保証条項、補償条項及び違約金条項等を含む書式によるものとする。）に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類並びに会社法、証券取引法その他の法令及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）並びに（新株予約権に係る新株予約権証券（以下「新株予約権証券」という。）が発行された場合には）新株予約権証券を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

14．新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、上記13の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類並びに（新株予約権証券が発行された場合には）新株予約権証券が払込取扱場所に到着し、行使価額全額に相当する金銭が払い込まれた時に発生するものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権証券の発行制限

新株予約権証券は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた場合を除き、新株予約権者の請求あるときに限り発行する。

17. 新株予約権証券喪失の場合等

（1）新株予約権証券を喪失した者が、遅滞なくその記番号及び喪失の事由等を当社に届出て、かつ、公示催告の手続をし、除権判決の確定謄本を添えて代り証券の交付を請求したときは、当社はこの者に代り証券を交付することができる。但し、会社法その他関連法規が別段の規定を定める場合はそれに従う。

（2）新株予約権証券を毀損又は汚損したときは、当該証券を提出して代り証券交付の請求をすることができる。この場合、当社は、当該証券と引換えに代り証券を交付する。但し、その真偽の鑑別が困難なときには、上記(1)を準用する。

（3）上記（1）又は（2）に基づいて代り新株予約権証券を交付する場合には、当社は、これに要した実費を徴収する。

18. 新株予約権者に対する通知

（1）新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。

（2）通知内容等の承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める旨の通知が到達したとみなされた日から 14 日以内に、新株予約権者により当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれを承諾したものとみなすことができる。

19. 雑則

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による本新株予約権の取得により新たに当社株式の交付をうけた当該株主は、株主総会において議決権を行使することができるものとする。

20. 法令の改正等による修正

法令（証券取引法を含む。）の新設、改廃又は施行等により、上記各項に定め

る条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合その他当社取締役会により必要と判断された場合においては、当該新設、改廃又は施行等の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以　上

（別紙 2）

停止条件付ライツ・プランの運用に関するガイドライン

本ガイドラインは、当社株主総会が決議した、事前警告型防衛策である「停止条件付ライツ・プラン」（以下、「本ライツ・プラン」という。）に基づく新株予約権の発行（以下、「本ライツ・プランの発動」という。）に関する条件、手続及び運用指針を規定する。なお、本ガイドラインに定めのない用語の定義は、（別紙 1）「発行予定の新株予約権の概要」（以下、「新株予約権概要」という。）での定義による。

第 1　本ライツ・プランの発動・解除の手続

1.　情報提供の要請

（1）買収者に対する情報提供の要請

買収者（買収者とは、単独若しくは複数で株券等の保有割合を 20%以上とすることを目的とした当社株券等の買収行為、若しくは結果として単独若しくは複数で株券等の保有割合が 20%以上となるような当社株券等の買収行為を行い、又はこれらの提案を行おうとする者をいう。但し、当社取締役会が書面で同意した者を除く。）は、当社取締役会に対して書面にて買収意思を表明した後、当社取締役会の書面による同意がある場合を除き、当社に対して、以下に定める情報その他の関連資料（以下、「必要情報」という。）を提出しなければならない。当社は、買収者が当社に対して提供した必要情報を独立委員会に交付するものとする。独立委員会は、必要情報の提供が不十分であると判断した場合又は下記 2 の検討期間内における検討若しくは協議の過程で新たに必要であると判断した場合には、独立委員会自ら又は当社取締役会を通じて、買収者に対して、必要情報の追加提出を求めることができる。なお、買収者は、独立委員会の指定した期間内に当該必要情報の追加提供ができない場合、独立委員会に対し、必要情報の提出期限の延長を申し出ることができる。この場合、独立委員会は、必要かつ合理的な範囲内において、当該提出期限を延長するものとする。

① 買収者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、株主、組合員その他の構成員等）の名称、本店所在地、資本構成、財務内容

② 買収の目的、方法及び内容（買収対価の種類及び価額、買収の時期、買収及びこれに関連するスキームの概要等）

③ 買収の対価の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報等）

④ 買収資金の調達方法（買収資金の提供者がいる場合には、その名称、調達方法、担保提供の有無・内容等）

⑤　買収後の当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
⑥　買収後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社の利害関係者の処遇
⑦　本ガイドラインが定める買収手続を遵守する旨の誓約書
⑧　秘密保持誓約書（但し、法令、東京証券取引所の上場規則及び独立委員会の判断等に基づき開示を行う旨の適用除外条項を含む。）
⑨　その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報及び資料

（2）取締役会に対する情報提供の要請

独立委員会は、買収者から必要かつ十分な必要情報の提出がなされた後、当社取締役会に対して、独立委員会が定める期間内に、以下に定める情報その他の関連資料の提出を求めることができる。独立委員会は、当社取締役会による当該資料等の提供が不十分であると判断した場合又は下記 2 の検討期間内における検討若しくは協議の過程で新たに必要であると判断した場合には、当社取締役会に対して、追加情報の提供を求めることができる。なお、当社取締役会は、独立委員会の指定した期間内に独立委員会が提出を求めた資料等の提供ができない場合、独立委員会に対し、当該資料等の提出期限の延長を申し出ることができる。この場合、独立委員会は、必要かつ合理的な範囲内において、当該提出期限を延長することができる。

①　買収提案に対する意見及びその根拠となる資料等
②　当社取締役会による経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
③　秘密保持誓約書（但し、法令、東京証券取引所の上場規則及び独立委員会の判断等に基づき開示を行う旨の適用除外条項を含む。）
④　その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報及び資料

2.　独立委員会による検討

独立委員会は、買収者が必要情報等の提供を完了した日（当社取締役会に必要情報等の提供を求めた場合は、当社取締役会が提供を完了した日）の翌日から以下に定める期間（以下、「検討期間」という。）において、買収者による買収価格及び買収提案の内容の検討、買収者と当社取締役会との経営方針、資本政策、配当政策、事業計画の比較検討を行う。独立委員会は、必要に応じて、買収者及び当社取締役会に対して協議を行うよう要請することができる。また、独立委員会は、当社の重要な取引先及び従業員に対して、買収者及び当社取締役会の提示する事業計画等についての意見を求めることができる。さらに、独立委員会は、必要に応じて、買収者又は当社取締役会と協議を行い、買収者及び当社取締役会に対して、提示した買収提案、事業計画等の変更又は代替案の提示を求めることができる。なお、独立委員会は、買収提案の検討状況及び協議の進捗状況等を勘案し、検討期間内に十分な検討、協議ができないと判断し

た場合又は買収者と当社取締役会が検討期間を延長することについて合意した場合には、30 日間を上限として検討期間を延長することができるものとし、さらなる延長を要する場合も同様とする。この場合、延長する旨とその期間を速やかに開示するものとする。独立委員会は、検討期間中に買収者が提示した上記 1（1）の買収提案の修正案が当初の買収提案よりも当社にとって実質的に不利益であると判断したときには、別途当該修正案提出日の翌日から以下に定める区分に対応する期間において、当該修正案の検討等を行うことができる。

（1）　買収者による買収提案が公開買付けによる株券等の取得の提案であり、その買付条件が、現金を対価とし、発行済株券等の全てを対象とするものである場合には、60 日間

（2）　上記（1）以外の買収提案である場合には、90 日間

3.　本ライツ・プランの発動・不発動

（1）独立委員会による勧告

①買収者が本ガイドラインを遵守した場合

買収者が独立委員会の要請に従って、買収行為に関する必要かつ充分な情報の提供を行い、独立委員会による協議検討のための期間が確保された場合には、独立委員会は、買収防衛策の発動を勧告せず、前記協議検討期間の経過後は、買収者は買収行為を開始することができる。但し、買収者が本ガイドラインを遵守した場合であっても、買収提案の内容から、下記(2)①から⑤のいずれかの類型に該当し株主共同の利益又は安全かつ安定的なガス供給に重大な悪影響を及ぼすことが合理的に推測される場合には、独立委員会は当社取締役会に対し、本ライツ・プランの発動を勧告する。

②買収者が本ガイドラインを遵守しなかった場合

独立委員会は、買収者から提出を受けた必要情報等を総合的に考慮した上で、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本ライツ・プランの発動を勧告する。

（ア）買収者が、独立委員会の定める合理的期間内に、独立委員会の要請する必要情報（追加で要請された資料等を含む。）の提供を行わない場合

（イ）買収者が、独立委員会の要請する当社取締役会等との協議・交渉に応じない場合

（ウ）買収者が、独立委員会の要請する買収提案、買収後の事業計画又は代替案等の提示に応じない場合

（エ）上記（ア）から（ウ）に定める他、買収者が本ガイドライン又は独立委員会の勧告・要請を遵守しない場合

③当社取締役会が本ガイドラインを遵守しなかった場合

独立委員会は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役

会に対して、本ライツ・プランの不発動を勧告する。

（ア）当社取締役会が、独立委員会の定める合理的期間内に、独立委員会の要請する資料等（追加で要請された資料等を含む。）の提供を行わない場合、又は提供された場合であっても不十分な提供である場合

（イ）当社取締役会が、独立委員会の要請する買収者等との協議・交渉に応じない場合

（ウ）当社取締役会が、独立委員会の要請する事業計画又は代替案等の提示に応じない場合

（2）取締役会決議

当社取締役会は、独立委員会による上記（1）の勧告を最大限尊重し、本ライツ・プランの発動又は不発動の決議を行なう（但し、買収者が必要情報の提出をせずに買収行為を開始した場合には、取締役会の判断で本ライツ・プランの発動を決議することができるものとする。）ものとし、独立委員会から、本ライツ・プランの不発動の勧告を受けた場合には、本ライツ・プランを発動してはならないものとする。但し、当社取締役会は、独立委員会から本ライツ・プランの発動の勧告を受けた場合であっても、買収者から提出を受けた必要情報等を総合的に考慮し、買収者又はその買収提案が下記のいずれにも該当しないと判断したときは、本ライツ・プランを発動しないものとする。

① （ア）株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為、（イ）当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者等の利益を実現する経営を行うような行為、（ウ）当社の資産を買収者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為、又は（エ）当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関与していない資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、若しくは一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為等により、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす場合

② 強圧的な二段階買収（最初の買収で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を最初の買収よりも株主に不利に設定し、あるいは二段階目の買収条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買収を行うことをいう。）等、当社株主に対し、その保有する株式の売却を事実上強要するおそれのある場合

③ 買収価格その他の買収条件が当社の企業価値に照らし著しく不相当である場合

④ 買収者が大規模ガス供給事業の経験又は当該事業の公共性に関する理解

が十分でなく、それを補完するための第三者の支援、援助を受けないまま行われることが客観的に明らかである場合

⑤　買収後の経営方針及び事業計画が不合理又は妥当でないことが客観的に明らかである場合（買収提案の内容につき、（ア）実現可能性に疑いがある場合、（イ）　資金面での不安がある場合、（ウ）ガス供給の安定性、継続性に疑いがある場合、（エ）お客さまの理解が得られない可能性のある事業運営･拡大を行うものである場合、（オ）原料調達先との取引条件に大幅な変更が生じる可能性がある場合、（カ）従業員の労働条件の重大な不利益変更又は大幅なリストラを前提としている場合等）

4. 本ライツ・プランの有効期間

本ライツ・プランの有効期間は、平成 22 年 3 月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までの 3 年間とする。

5. 本ライツ・プランの発動の中止等

当社取締役会は、当社取締役会が上記 3 に従い本ライツ・プランの発動を決議した場合であっても、以下の場合においては、独立委員会の意見または勧告を尊重した上で、本新株予約権の割当期日までの間は新株予約権の発行の中止を、本新株予約権の割当期日以降、行使期間開始日までの間は無償取得の方法による新株予約権の消却を含む新たな措置を行うことを決定することができる。

①買収者から合理的かつ妥当な買収提案がなされたと自ら判断し、または独立委員会からかかる勧告がなされた場合

②当社取締役会が買収者との間で本ライツ・プランを発動しない旨の合意又は本ライツ・プランの発動による対抗措置を中止する旨の合意に至った場合

③買収者が買付行為の撤回をした場合、その他買付行為が存在しなくなった場合

④本ライツ・プランの発動決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買収者による買付行為が当該発動の条件を満たさないことになった場合若しくは当該発動の条件を満たしていても、新株予約権を発行又は行使させることが相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

6. 本ライツ・プランの廃止、変更、及び有効期間の延長（以下、「更新」という。）、並びに他の防衛策への変更

（1）本ライツ・プランの廃止

本ライツ・プランの有効期間中であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本ライツ・プランを廃止する旨の決議を行なった場合には、その時点で本ライツ・プランは廃止される。

（2）本ライツ・プランの合理性の調査、検討

独立委員会は、本ライツ・プラン導入後も引き続き本ライツ・プラン及び本ガイドラインの合理性について、最新の議論の状況、他社導入にか

かる防衛策の内容等に基づき検討し、必要に応じて当社取締役会に報告する。

（3）本ライツ・プランの変更

当社取締役会は、本ライツ･プランの趣旨に反しない限り、独立委員会の承認を得た上で、本ライツ･プランを変更することができる。

また、独立委員会は、本項（2）の検討の結果、本ライツ・プラン又は本ガイドラインの変更が必要であると判断したときには、直ちに、当社取締役会にその旨を勧告することとし、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を踏まえ、本ライツ・プラン又は本ガイドラインの変更を行うことができる。

但し、当社取締役会は、会社法、証券取引法その他の法令若しくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲を超えて、本ライツ・プラン又は本ガイドラインを変更することはできない。

なお、当社取締役会は、本ライツ・プラン又は本ガイドラインの規定において曖昧若しくは誤解を生じる可能性のある規定や齟齬若しくは瑕疵のある規定を是正するために、適宜独立委員会の承諾又は勧告なくして本ライツ・プラン又は本ガイドラインの変更を行うことができる。

（4）更新又は他の防衛策への変更の検討

独立委員会は、本項（2）の検討内容を踏まえ、本ライツ・プランの更新、他の防衛策への変更、又は防衛策自体の解除、撤回についての審査を行い、遅くとも上記 4 の有効期間満了の 1 ヵ月以上前までに、検討結果を当社取締役会に報告する。当社取締役会は、独立委員会からの報告を踏まえ、上記 4 の有効期間満了に伴う本ライツ・プランの更新、他の防衛策への変更、又は本ライツ・プランを含む防衛策自体の解除、撤回について決議する。

7．情報開示

独立委員会は、当社取締役会又は買収者の提供する資料及び情報のうち、一般の株主及び投資者が、買収者の提案と当社取締役会の提案の双方の内容を比較検討し、それぞれの合理性、妥当性を判断するために必要な情報について、適切な情報開示措置を講じるよう当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、当該情報が機密情報に該当する場合その他情報開示措置を講じない正当な理由がある場合を除き、かかる勧告に基づき、速やかに適切な情報開示措置を講じるものとする。

第 2　独立委員会

1. 当社取締役会が本ライツ・プランを濫用することを防ぐために、下記 8 の基準を満たす社外取締役、社外監査役、有識者、外部専門家等によって構成される委員会（以下、「独立委員会」という。）を設置する。
2. 独立委員会は、3 名以上の構成員（以下、「独立委員」という。）で構成される。
3. 独立委員の選任及び解任は、当社取締役会の決議によってこれを決定する。但し、当社取締役会による独立委員の解任決議は、出席取締役の 3 分の 2 以上の賛成による。
4. 独立委員会の決議は、独立委員の過半数が出席する会議において、出席者の過半数が賛成する場合に、採決される。
5. 上記 4 の決議において、議案に関し利害関係を有する独立委員は、決議に参加できず、またその数は定足数より控除される。
6. 独立委員会は、必要に応じて、当社の費用負担において、投資銀行、証券会社、公認会計士、弁護士等の外部専門家に助言を求めることができる。
7. 当社取締役会は、独立委員会から勧告等を受けた場合には、その内容を最大限尊重する。
8. 独立委員の選任基準

   当社取締役会は、独立委員を、以下に定める全ての基準を満たす社外取締役、社外監査役、有識者、外部専門家等の中から選任する。

   （1）　現在及び過去において、当社又は当社の子会社の業務を行う取締役、執行役、従業員、若しくは監査役、又はこれらの者の親族（「親族」とは、民法第 725 条に定める親族を意味し、以下同様とする。）ではないこと（但し、当社の社外取締役及び社外監査役は除く。）

   （2）　主要な取引先の取締役、執行役若しくは従業員、又はこれらの者の親族ではないこと（「主要な取引先」とは、過去 5 年間の当社の連結売上高の平均の 2%を超える金額の取引を、当社との間で行う取引先（仕入先等を含むが、これに限られない。）を意味し、以下同様とする。）

   （3）　当社及び主要な取引先の外部アドバイザー（「外部アドバイザー」については当社の社内規定においてその詳細を定める。）又はその親族ではないこと

   （4）　当社の代表取締役が取締役を兼任している会社の取締役、執行役、従業員若しくは外部アドバイザー、又はこれらの者の親族ではないこと

以　上

（別紙 3）

独立委員略歴

佐々木 有　　昭和5年7月30日生

学歴　京都大学法学部卒業

職歴　昭和28年4月　大蔵省入省

昭和49年12月　大蔵省退任（大臣官房参事官）

昭和52年11月　呉市長就任

平成5年11月　呉市長退任

平成11年6月　広島ガス株式会社社外監査役就任

平成17年6月　広島ガス株式会社社外監査役退任

大田 哲哉　　昭和15年12月23日生

学歴　神奈川大学工学部卒業

職歴　昭和38年3月　広島電鉄株式会社入社

平成3年6月　広島電鉄株式会社取締役就任

平成8年4月　広島電鉄株式会社代表取締役社長就任

平成15年6月　広島ガス株式会社社外監査役就任

平成17年6月　広島ガス株式会社社外監査役退任

平成17年6月　広島ガス株式会社社外取締役就任（現在に至る）

片木 晴彦　　昭和31年8月7日生

学歴　京都大学法学部卒業

職歴　平成8年4月　広島大学法学部教授就任

平成12年4月　広島大学大学院社会科学研究科教授就任

平成16年4月　広島大学大学院法務研究科教授就任（現在に至る）

以　上

（別紙 4）

大株主の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在における大株主の状況は次のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
岩谷産業株式会社	7,607 千株	12.82%
明治安田生命保険相互会社	3,855	6.49
日本生命保険相互会社	2,970	5.00
株式会社広島銀行	2,840	4.78
第一生命保険相互会社	2,540	4.28
三菱商事株式会社	2,091	3.52
米田正幸	1,951	3.28
広島電鉄株式会社	1,860	3.13
西部瓦斯株式会社	1,420	2.39
双日株式会社	1,350	2.27

（注）1.出資比率は、発行済株式の総数（61,995,590 株）から自己株式（2,659,915 株）を控除して計算しております。

2.株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式 2,430 千株（出資比率 4.09%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会社広島銀行口）」でありますが、当該株式は、信託約款の定めにより、株式会社広島銀行が議決権の指図権を留保しております）。

以　上